

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度佐呂間町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 60,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 871,280 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和6年度 予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民 生 費	社会福祉費	359,714	96,077	53,066		54,522	156,049	19,704
	老人福祉費	52,455		207		23,154	29,094	3,673
	児童福祉費	123,923	37,224	9,559	4,900	15,774	56,466	7,130
	小 計	536,092	133,301	62,832	4,900	93,450	241,609	30,507
衛 生 費	保健衛生費	335,188	281	3,494	29,800	68,041	233,572	29,493
合 計		871,280	133,582	66,326	34,700	161,491	475,181	60,000

※経費区分については、令和6年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。